|  |  |
| --- | --- |
| 報告書（統計法（平成19年法律第53号）第33条の２関係）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日  総務省情報流通行政局情報通信経済室長　　殿  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所属及び職名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　　　名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先所在地  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先電話番号  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先e-mail  　　　年　　月　　日付け依頼書により提供を受けた調査票情報による　　　が完了したので、下記の  とおり報告します。  記 | |
| １．提供を受けた  　調査票情報の名称 |  |
| ２．統計又は統計的研究の成果の概要等 | （１）統計又は統計的研究の名称 |
| （２）調査票情報を利用した期間及び研究の実施期間等 |
| （３）統計又は統計的研究の成果の概要（調査票情報を利用して行った研究の成果又は教育の内容を含む。）  ※　記入しきれない場合は、別紙に記載し当該別紙を添付する。 |
| （４）調査票情報を利用して行った研究の成果又は教育の内容の公表（統計法第33条の２第２項の規定により準用する同法第33条第４項の規定により行う公表を除く。）  ・論文（名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ・報告書・書籍（名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ・学会・研究会等で発表（名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ・学会誌等に掲載（名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ・その他　　　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）  　◯ 上記の発表時期（※予定の場合その予定時期を記載　　　　　　　　　）  ※ 上記内容について、インターネット上に関連の掲載がある場合は、併せてリンク先を掲載すること。 |
| （５）公表関係（統計法第33条の２第２項の規定により準用する同法第33条第４項の規定によるもの）   |  |  | | --- | --- | | 公表事項 | 公表内容 | | ① 統計の作成又は統計的研究を行うに当たって利用した調査票情報を特定するために必要な事項 |  | | ② 統計の作成又は統計的研究の方法を確認するために特に必要と認める事項 |  | | ③ 統計又は統計的研究の成果について、掲載される学術雑誌等の名称及び掲載年月日 |  |   ※ 上記③は、（４）の公表のうち代表的なものかつ一般的に入手が困難でないものとする。  ※ 上記以外の公表事項の公表内容（統計若しくは統計的研究の成果又はその概要を除く。）は、特段の理由がない限り、依頼書（統計法（平成19年法律第53号）第33条の２関係）７の内容による。  ◯　統計若しくは統計的研究又はその概要を公表するに当たって特別な事情等があれば下記に記載すること。  　　(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ) |
| ３．調査票情報の利用後の措置状況 | ・措置の方法：  ・措置を行った年月日：　　年　　月　　日  ・措置の責任者名： |

備考

１　やむを得ない理由により研究等が中断した場合など「２．統計又は統計的研究の成果の概要等」が示せない場合は、該当欄に中断するまでに実施した内容等を示すとともに、結果を示せない理由を記載すること。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。